

1. NPO 法改正の概要

特定非営利活動促進法の改正が 2012 年 4 月 1 日に施行されます。

(1) 所轄庁の変更

名古屋市内にのみ事務所を置く法人は愛知県から名古屋市へ所轄庁が変更。

(2) 会計の明確化

収支計算書から活動計算書へ変更、収支予算書も活動予算書に変更

(3) 手続きの簡素化

定款変更の際、届出のみで変更できる事項が追加。

従来：事務所の所在地の変更、資産に関する事項の変更、公告の方法の変更

追加：役員定数、会計に関する事項、事業年度及び解散に関する事項（残余財産の譲渡先を除く）

(4) 情報開示充実

役員変更届に、新年度における全役員名簿の添付が必要。役員名簿の氏名欄には、ふりがなを付ける。

(5) 情報開示充実

主たる事務所だけでなく、従たる事務所においても関係書類の備付の義務が拡大。

関係書類：事業報告書等（事業報告書、計算書類）、最新役員名簿、定款、設立認証書（定款変更認証書）の写し、登記事項証明書の写し。

(6) その他の変更点

① 理事の代表権の定款による制限

定款に明記すれば、代表権限の制限を善意の第三者にも対抗できるようになります。但し、「理事長（代表理事）」以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない」旨の規定を定款に記載し、所轄庁の定款変更認証が必要となります。なお、役員登記の変更も必要です。

② 総会の省略

総会の議題となる事項について、正会員全員が書面や電磁的記録で同意の意思を表示した時は、提案を可決したとみなすことができるようになります。

③ 解散時の公告

従来、公告（官報掲載）は少なくとも 3 回とされていましたが、1 回で足りるようになります。

詳細は内閣府 HP 参照：「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律について」

https://www.npo-homepage.go.jp/about/201204_kaisei.html

→NPO 法人会計基準の理解と定款変更がポイント

2. 計算書類のポイント～NPO法人会計基準とは

NPO法人会計基準協議会が策定した会計基準。内閣府「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」においても「現段階において『NPO法人会計基準』は特活法人の望ましい会計基準である」と位置づけられている。

(1) 基本的考え方

「市民の期待とそれにこたえるべきNPO法人の責任の双方にふさわしい会計基準とはいかなるものであるか」を策定作業の出発点とする。

情報公開の重要な部分を占める会計報告では

- ①市民にとってわかりやすいこと
- ②NPO法人の信頼性の向上につながる

(2) 計算書類の体系

NPO法（現時点）	財産目録、貸借対照表、 <u>収支計算書</u>	収支予算書
NPO法 （2012年4月1日以降）	計算書類（ <u>活動計算書</u> 、貸借対照表） 及び財産目録	活動予算書
NPO法人会計基準	財務諸表（ <u>活動計算書</u> 及び貸借対照表） 及び財産目録。注記。	—

- ・ 活動計算書：一定期間におけるNPO法人の活動状況を表す計算書。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書。収支計算書と比較し、NPO法人の財務的生存力を把握しやすい。
- ・ 収支計算書：資金の収支を記載した計算書。
- ・ 貸借対照表：年度末時点でのNPO法人の資産、負債、正味財産の有高を示すもの。
資産の合計＝負債の合計＋正味財産の合計 となっている。
- ・ 財産目録：貸借対照表等を補完する書類として位置づけられる。

* 例示用資料 P.4 参照

(3) 内容のポイント

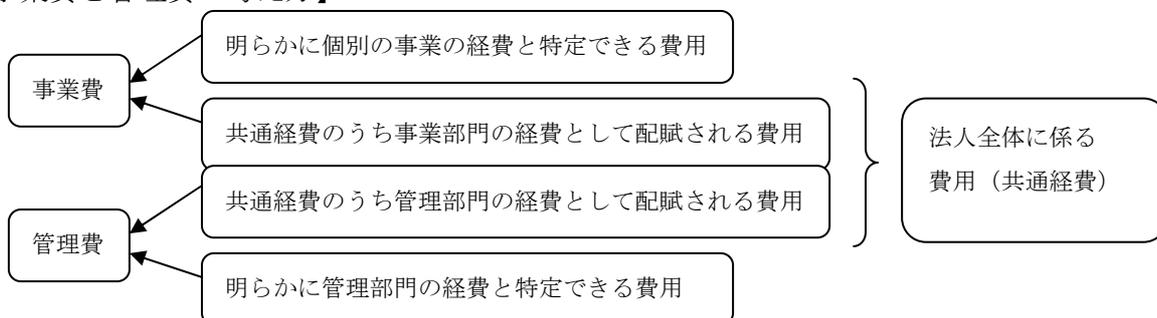
- ① 収支計算書から活動計算書へ（コスト計算、財務的生存力）
活動計算書は1年間の収益から費用や損失を引いて、1年で正味財産がどれだけ増減したかを、その原因の面から表すもの（『NPO法人会計基準〔完全収録版〕』P106）。

② 経常費用の区分

1) 経常費用を事業費と管理費に分ける

・事業費と管理費の定義、按分方法については Q&A で解説（『NPO 法人会計基準〔完全収録版〕』P.112-115、133-136）

【事業費と管理費の考え方】



*按分方法

按分：基準となる比率を決め、その比率に応じて共通経費を分ける作業

按分の方法：従事割合、使用割合、建物面積比、職員数比

2) それぞれを人件費とその他経費に分ける

3) 事業費は形態別に把握する⇔目的別

4) 複数事業の開示 複数事業を実施している場合には、事業別開示を推奨（注記）

・事業費の内訳（『NPO 法人会計基準〔完全収録版〕 P.75）、事業別の損益（パンフレット、『NPO 法人会計基準〔完全収録版〕 P.76）

③ 使途が制約された寄付金等

使途が制約された寄付金とは：「このような目的に使って欲しい」といって受け取った寄付金等で、期末までに使い切っていないもの

原則：注記

重要性が高い場合：貸借対照表の正味財産の部を指定正味財産と一般正味財産に区分するとともに、活動計算書においても指定正味財産増減計算の部、一般正味財産増減計算の部の区分を設け、それぞれの動きを表示（『NPO 法人会計基準〔完全収録版〕 P.155-157）

④ 無償・著しく低い価額の施設の提供等やボランティアを会計に取り込むことができる（『NPO 法人会計基準〔完全収録版〕 P.139-154）

原則：会計的には認識しない

合理的に金額を算定できる場合：注記できる（『NPO 法人会計基準〔完全収録版〕 P.89）

財務諸表に計上するに足りるほど客観的なものである場合：活動計算書に計上できる（『NPO 法人会計基準〔完全収録版〕：P.84、87）

⑤ 注記 *該当事項がない場合は記載不要

1)重要な会計方針

2)会計方針の変更

3)事業別損益の状況

4)施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

5)活動の原価に当たって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

6)使途等が指定された寄附金等の内訳

7)固定資産の増減の内訳

(単位：円)

科目	期首取得 価額	取得	減 少	期末取得 価額	減価償却 累計額	期末帳簿 価額
有形固定資産 什器備品	1,000,000			1,000,000	△ 500,000	500,000
無形固定資産 ソフトウェア		350,000		350,000	△ 50,000	300,000
投資その他の資産 敷金	120,000			120,000		120,000
合計	1,120,000	350,000	0	1,470,000	△550,000	920,000

8)借入金を増減の内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
役員借入金	1,200,000		200,000	1,000,000

9)役員及びその親近者との取引の内容

(単位：円)

科目	計算書類に計 上された金額	内役員及び近 親者との取引
(活動計算書) 業務委託費 (事業費)	2,640,000	2,000,000
活動計算書計	2,640,000	2,000,000

- 1) 役員の範囲 ①役員、②その親近者 (2親等内)、③支配法人
- 2) 金額的重要性 100万円以下
- 3) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに順ずる取引は注記を要しない

10)その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

⑥ 小規模法人への対応

- 「重要性の原則を柔軟に解釈して、少しでも負担の軽減を図る」という方向性
- ・簡便な方法をとる場合は、全体的に利用者の判断を誤らせないように最大限配慮しなければならない
 - ・重要な事項はより詳細な会計報告をすることを明らかにする

(4)導入にあたって

- ① 導入時期：NPO法は2012年4月1日施行（2012年4月1日以降開始事業年度分から）、経過措置あり
- ② 事業区分、勘定科目の整理
- ③ 複式簿記・発生主義会計
- ④ 会計ソフトの導入検討

3. 事業報告書等作成に係る手続き

事業報告書等の作成が終わったら、利害関係者に対して、法人が行ってきた活動について報告する必要があります。具体的には次のような報告や承認の手続きを行う必要があります。

事業報告書等の作成

（定款の規定により、代表者が作成することになっているケースが多い）



監事による事業報告書等の監査



理事会における事業報告書等の承認



社員総会における事業報告等と承認

NPO法により総会開日の5日前までに開催通知が必要。定款も要チェック。
事業年度終了後3ヶ月以内に行う。但し、税務申告がある場合には2ヶ月以内



所轄庁への事業報告書等の提出、登記、税務申告など必要な手続

(1) 監事による事業報告書等の監査

監事は、理事の業務執行や法人の財産状況を監査する権限と責任を持っています。また、職務として次の5つの権限が定められています。また、理事又は特定非営利活動法人の職員との兼務は禁止されています。(NPO法第18条、19条)。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること
- ⑤ 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

そのため、監事は事業報告書などの監査を行った後で、監査報告書を作成し、理事会に提出することが望ましいでしょう。監査報告書は、理事や会員に対して事業報告書等の信頼性について報告するとともに、監事が自らの責任を果たしたことを証明する書類になります。^{1 2}

(2) 理事会における事業報告書等の承認

理事の職務は、団体の業務を決定し、執行することです。事業報告書等は、理事が行ってきた1年間の団体運営の成果を示す書類となります。理事会で事業報告書等に承認を与えることにより、理事は事業報告書等が真実の報告を行っていることを認めるとともに、自らがその責任を果たしたことを利害関係者に報告する必要があります。³

(3) 社員総会への事業報告書等の報告と承認

「社員」は、社員総会において「議決権」をもつ人のことであり、NPO法人の活動に関する基本方針を決定する権限をもっています。NPO法人では通常、社員のことを会員と呼ぶことが多いようです。社員の範囲については、定款に明示することになっています。

所轄庁に提出する事業報告書等や法人税の申告書は、社員総会の承認を受けて確定した決算に基づいて作成する必要があります。

多くのNPO法人の定款において、事業報告書等の承認は社員総会議決事項となっているため、総会承認後正式な書類になります。そのため、スケジュールに余裕をもって社員総会を開催してください。⁴

¹ 『基礎からわかるNPO会計』145-147頁。

² NPO会計税務専門家ネットワークが提案する「NPO法人の監事の監査チェックリスト」などを参考にするとよいでしょう (<http://npoatpro.org/kaikeitools/audit.pdf>)。

³ 『基礎からわかるNPO会計』146頁。

⁴ 『基礎からわかるNPO会計』147-148頁。

(4)所轄庁への事業報告等の提出

事業年度終了日から3ヶ月以内に、上記(1)～(3)の手続きを完了させ、事業報告書等を所轄庁に提出しないといけません。

事業報告書等を所轄庁に提出しない場合、理事及び監事に20万円以下の過料を科すことが法律で定められています。

また3年以上、事業報告書等の提出を行わない場合には、所轄庁はNPO法人の認証を取り消すことができる、とも定められています(NPO法第43条)。

●所轄庁(愛知県・名古屋市)に提出する書類⁵

何を	どんな書類か
事業報告書	前年度にどのような事業を行ったかについて説明する書類
財産目録	貸借対照表の明細
貸借対照表	事業年度終了日(例:3月31日)現在の「資産」や「負債」「正味財産」の状況を、勘定科目ごとに集計した表
収支計算書 (活動計算書)	収支計算書:事業年度内(例:4月1日～翌3月31日)の資金の収支を記載した計算書。 活動計算書:一定期間(事業年度内)における活動状況を表す計算書。
役員名簿	前事業年度で役員であった者の氏名・住所と、各役員が役員報酬を受け取ったかどうかを記載した名簿
社員名簿	社員(会員)のうち10人以上の氏名・住所を記載した書類

(5)税務署等への申告書の提出

「法人税法上の収益事業」を行っている団体は、収支計算書(活動計算書)から収益事業に該当する部分だけを抜き出して、損益計算書及びそれに基づく法人税の申告書を作成し、所轄の税務署に提出しなければなりません。法人税の申告書の提出期限は、事業年度終了日から2ヶ月以内です。

①「法人税法上の収益事業」を行っている場合

税目	何を	いつまでに
法人税	確定申告書及び一定の添付書類	事業年度終了後2ヶ月以内
法人県民税・事業税	法人県民税の確定申告書	事業年度終了後2ヶ月以内
法人市町村民税	法人市民税の確定申告書	事業年度終了後2ヶ月以内

*「法人税法上の収益事業」を行っている場合であっても、法人住民税(県民、市民など)(均等割)の減免をすることができる場合があります。所轄の県税事務所・市町村役場に問い合わせてください。

⁵ 愛知県『特定非営利活動法人の手引き～設立から管理・運営まで～』43頁～参照。

② 「法人税法上の収益事業」を行っていない場合

税目	何を	いつまでに
法人税	—	—
法人県民税・事業税	法人等の県民税減免申請書	事業年度終了後2ヶ月以内
法人市町村民税	法人等の市民税減免申請書	事業年度終了後1ヶ月以内

(6)法務局への登記

法務局からは登記のお知らせなどの書類は一切送られてきません。従って、法務局への登記を要する内容を、よく確認して下さい。特に、役員任期は自動更新ではない為に、任期満了に伴い改めて任命手続きを行う必要があります。任期は、定款や附則に必ず記載されていますので、再度確認した上で、必要に応じて手続きを行って下さい。

どんな場合	何を	いつまでに
決算終了後、資産の総額(正味財産)に変更があった場合	変更登記申請書	事業年度終了後2ヶ月以内に
役員の変更があった場合(任期満了につき重任した場合を含む)	変更登記申請書	主たる事務所の所在地においては2週間以内、従たる事務所の所在地においては3週間以内。

(7)法人事務所における情報公開

NPO法人は毎事業年度開始日から3ヶ月以内に、下記の1～6に記載する事業報告書等を作成し、これを翌々年の末日まで、下記の7～9の書類とともに、主たる事務所に備え置くことが義務づけられています(2012年4月1日から、従たる事務所にも備付)。

また、社員その他の利害関係人からの閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させなければなりません。⁶

作成備置き書類	備考
1 事業報告書	前事業年度分
2 財産目録	前事業年度分
3 貸借対照表	前事業年度分
4 収支計算書 (活動計算書)	前事業年度分
5 役員名簿	前事業年度で役員であった者の氏名・住所と、各役員が役員報酬を受け取ったかどうかを記載した名簿
6 社員名簿	社員(会員)のうち10人以上の氏名・住所を記載した書類
7 定款	
8 認証書の写し	
9 登記に関する書類の写し	

⁶ NPO法第28条参照。

4. 定款変更の手続き

(1)定款変更の手続き（一般的な流れ）⁷

社員総会の通知

↓

社員総会

↓

定款変更認証申請

↓

公告・縦覧<申請後2ヶ月間>

↓

決定通知<申請後4ヶ月以内>

*登記事項に変更が生じた場合には、登記の変更も必要になります。

(2)軽微な定款変更手続きの流れ

社員総会の通知

↓

社員総会

↓

定款変更の届出

*登記事項に変更が生じた場合には、登記の変更も必要になります。

(3)定款変更箇所（NPO 法人会計基準の導入の場合）

ア 総会の機能の変更（収支予算→活動予算、収支決算→決算）

イ 資産の区分の削除 *資産を特定非営利活動/その他の事業で区分している場合

ウ 事業計画及び予算（収支予算→活動予算）

エ 事業報告及び決算（収支計算書→活動計算書）

オ 定款変更の認証事項の変更

カ 附則について

*愛知県は「定款変更認証申請書兼定款変更届出書」（案）あり

5. 税金の種類と税率

(1)法人税

「法人税法上の収益事業」に該当する事業を行っている場合のみ、法人税の申告・納税をしなくてはなりません。

■「法人税法上の収益事業」とは？

NPO法人が行う本来事業であっても、その本来事業が「法人税法上の収益事業」に該当した場合には、その事業に関する所得に対して法人税が課税されます。

⁷ 「特定非営利活動法人の手引き」P.59-60

「NPO法上の事業」と「法人税法上の収益事業」は、全く異なる視点から個々に独立して定義がされています。すなわち、「NPO法上の事業」であっても、「法人税法上の収益事業」に該当することがあるのです。

法人税\NPO 法	特定非営利活動に係る事業 (本来事業)	その他の事業
収益事業	法人税の対象となる事業	
非収益事業		

「法人税法上の収益事業」は「販売業、製造業その他政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの」と規定されています(法人税法第2条第1項13号)。

★「販売業・製造業その他政令で定める事業」とは

下記 34 業種に当てはまる事業は、「NPO法上の事業」であっても、「法人税法上の収益事業」に該当します。

- | | | | | | |
|------------------|-------------|-----------|------------|-----------|---------|
| 1) 物品販売業 | 2) 不動産販売業 | 3) 金銭貸付業 | 4) 物品貸付業 | 5) 不動産貸付業 | |
| 6) 製造業 | 7) 通信業 | 8) 運送業 | 9) 倉庫業 | 10) 請負業 | |
| 11) 印刷業 | 12) 出版業 | 13) 写真業 | 14) 席貸業 | 15) 旅館業 | |
| 16) 料理店業その他の飲食店業 | 17) 周旋業 | 18) 代理業 | 19) 仲立業 | 20) 問屋業 | |
| 21) 鉱業 | 22) 土石採取業 | 23) 浴場業 | 24) 理容業 | 25) 美容業 | 26) 興行業 |
| 27) 遊技所業 | 28) 遊覧所業 | 29) 医療保健業 | 30) 技芸教授業 | 31) 駐車場業 | |
| 32) 信用保証業 | 33) 無体財産提供業 | | 34) 労働者派遣業 | | |

★収益事業における「事業性」とは

収益事業における「事業性」とは、反復「継続して事業場を設けて営まれるもの」と定義されています。従って、例えば「1年に1回のバザー」などは「物品販売業」に該当していても、「継続性がない」と判断される場合があり、その場合には、「法人税法上の収益事業」とはみなされません。

★「法人税法上の収益事業」に関する非課税規定

「法人税法上の収益事業」には、さまざまな非課税規定があります⁸。

⁸ ○法人税法施行令第5条第2項第2号

2 次に掲げる事業は、前項に規定する事業に含まれないものとする。
 二 公益法人等が行う前項各号に掲げる事業のうち、その事業に従事する次に掲げる者がその事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの
 イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条（身体障害者の意義）に規定する身体障害者
 ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により生活扶助を受ける者
 ハ 児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六条第一項（精神保健福祉センター）に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者として判定された者
 ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項（精神障害者保健福祉手帳の交付）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 ホ 年齢六十五歳以上の者
 ヘ 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第一項（定義）に規定する配偶者のない女子であつて民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条（扶養義務者）の規定により現に母子及び寡婦福祉法第六条第二項に規定する児童を扶養しているもの又は同条第三項に規定する寡婦

区分	税率
年所得 800 万円以下	18% ⁹
年所得 800 万円超	30%

(2)①法人県民税

法人の事業所が置かれている都道府県に支払う税金(地方税)です。また、収益事業を実施していない場合、減免があります。

区分		税率
均等割		21,000 円
所得割	法人税額が年 1,500 万円以下	法人税額×5.0%
	法人税額が年 1,500 万円超	法人税額×5.8%

(2)②法人事業税・地方特別法人税

法人事業税は事業所が置かれている都道府県に支払う税金(地方税)です。法人の所得に応じて課税されます。また、収益事業を実施していない場合、減免があります。

区分		税率
法人事業税	年所得 400 万円以下	2.7%
	年所得 400 万円超 800 万円以下	4.0%
	年所得 800 万円超	5.3%
地方特別法人税	基準法人所得割額	81%

(3)法人市町村民税

法人の事業所が置かれている市町村に支払う税金(地方税)です。また、収益事業を実施していない場合、減免があります。

区分	税率
均等割	50,000 円
法人税割	法人税額×12.3%

(4)消費税等

消費税の申告・納税については、「前々事業年度の課税売上高が 1000 万円を超えている」場合について、対象となります。

☆ 税務署への提出書類は「損益計算書」で

NPO法人の収入と支出を報告する場合、所轄庁(県など)に提出する場合は「収支計算書」です。しかし、税務署へ法人税の申告書と一緒に提出する場合は「損益計算書」になります。

法人税の計算の基礎となる「所得」は、「収支計算書」で計算した「収支差額」ではなく、「損益計算書」で計算した「当期利益」になります。

つまり、「法人税法上の収益事業」を行っている団体は、所轄庁提出用の「収支計算書」と、税務署提出用の「損益計算書」の両方を作成しなければなりません。

⁹ 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに終了する各事業年度については 22→18%に引き下げ(措法 42 の 3 の 2、68 の 8)

6. 役に立つ書籍・相談窓口等

①書籍

1) トータル

『自分たちで運営しよう！NPO法人～会計・税務・登記・所轄庁・労働保険・社会保険のすべて～』 堀田力監修 特定非営利活動法人NPO事業サポートセンター編集

『増補最新版・NPO法人の設立と運営Q&A』 三木秀雄他著 清文社 2005年

2) 登記

『事例でわかるNPO法人登記ガイドブック』 監修曾我直(行政書士) NPOサポートセンター NPOワンストップ100人委員会編集 2005年

3) 会計・税務

『NPO法人会計基準 完全収録版』 NPO法人会計基準協議会

『NPO法人会計基準対応版 これ1冊で実務に対応できる 基礎からわかるNPO会計』 馬場英朗

『NPO法人の税務』 赤塚和俊著 花伝社

『非営利法人の消費税 第5版』 斎藤力夫編著 中央経済社

②WEB

- あいちNPO交流プラザ <http://aichi.npo.gr.jp/>

NPOの設立・管理・運営に関する情報が掲載されています。また、県内NPO支援センターの所在地等の情報も掲載されています。

- みんなで使おう！NPO法人会計基準 <http://npokaikei.info/>

- 特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会

<https://www.npo-homepage.go.jp/data/report28.html>

- シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会 <http://www.npoweb.jp/>

運営に関するQ&A「何でも質問箱」が充実しています。

- NPO会計・税務サポートサイト <http://www.npoatpro.org/potal/>

NPO会計税務専門家ネットワークが運営するサイトです。マニュアル・チェックリスト等が充実しています。

- NPO会計道 <http://blog.canpan.info/waki/>

- NPO会計リクツとコツ http://blog.canpan.info/sally_nakao/